

新型コロナウイルスに関する情報（カナダ政府によるオミクロン株への対処措置）（12月1日）

11月30日、カナダ公衆衛生庁は、オミクロン株に対処するため導入した措置の更新について発表しました。

なお、以下の3及び4については、日本からカナダに入国する際に必要となる措置ですので、今後のカナダ政府の発表にご留意ください。当館では、同項目に関する導入時期等の具体的な情報が発表され次第、領事メール及び当館ホームページでお知らせする予定です。

1 2021年11月26日に当初発表した入国禁止国のリストが拡大され、エジプト、ナイジェリア及びマラウイが追加されます。12月1日より、過去14日以内に以下の国に滞在したことのある外国人は、カナダへの入国が許可されません。

ボツワナ、エジプト、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ及びジンバブエ

2 カナダ国民、永住権保持者及びIndian法に基づく資格保持者は、ワクチン接種の有無や新型コロナウイルスの陽性反応が出たことがあるかどうかにかかわらず、過去14日以内にこれら10カ国のいずれかに滞在していた場合、入国前および到着時の検査、スクリーニング及び隔離措置が強化されます。

3 近日中に、米国以外の出発地から航空機で到着するワクチン接種を完了した旅行者は、到着時の検査を受けることとなります。ワクチン接種を完了した旅行者は、到着時の検査結果を待つ間、隔離（quarantine）が求められることとなります。

4 カナダへの入国権を持っており、ワクチン接種を完了していない旅行者は、引き続き到着時と8日目に検査を受け、14日間の隔離が必要です。ただし、航空機で入国する場合は、到着時の検査の結果を待つ間、指定された隔離施設またはその他の適切な場所に滞在することが求められます。

【カナダ公衆衛生庁発表】

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/11/government-of-canada-introduces-additional-measures-to-address-covid-19-omicron-variant-of-concern.html>